

令和8年度リハビリテーション専門職受入研修 実施要項

(目的)

- 第1条** この事業は、病院、診療所、福祉施設等（以下「病院等」という。）に勤務する理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士（以下「リハビリテーション専門職」という。）が、自ら勤務する病院等以外の施設において研修を受講し、リハビリテーションに関する専門的な知識及び技能を習得することにより、地域におけるリハビリテーションサービスの質の向上を図ることを目的とする。
- 2 特に、医療的ケア児者、重症心身障害児者及び発達障害児者への支援に関する知識及び技術の習得が求められていることから、リハビリテーション専門職に対し、それらに関する実践的な学習機会を提供するものとする。

(実施主体)

- 第2条** 本事業の実施主体は京都府とする。

(講師)

- 第3条** 受入施設は、別表1に掲げる病院等とする。
- 2 講師は、京都府が研修受入施設として指定する病院等（以下「受入施設」という。）においてリハビリテーション業務に従事する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち京都府が適当と認める者とする。

(事業の実施期間等)

- 第4条** 事業の実施期間は、令和8年9月24日（木）から令和9年3月26日（金）までとする。
- 2 研修期間は、1日以上2日以内とする。

(研修計画)

- 第5条** 受入施設の長並びに講師は、本事業において実施しようとする研修の内容、受入予定人数その他必要な事項を記載したリハビリテーション専門職受入研修計画書（別記様式1第1号）（以下「計画書」という。）を京都府健康福祉部障害者支援課長（以下「障害者支援課長」という。）に提出するものとする。

(研修の受講の申込み)

- 第6条** 研修を受講しようとする者は、リハビリテーション専門職受入研修受講申込書（別記様式2第1号）に、リハビリテーション専門職受入研修事前調査票（別記様式2第2号）を添えて、指定する期日までに申し込まなければならない。
- 2 前項の研修を受講しようとする者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。
- (1) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資格を有すること。
 - (2) 現に京都府内の病院等で勤務していること。
 - (3) 当該研修を受講することについて所属の病院等の長が推薦した者であること。
 - (4) 現に勤務している病院等の開設者と受講しようとする研修に係る受入施設の開設者が同一でないこと。
 - (5) 計画書で定める受入条件を満たしていること。
- 3 申し込み先は、京都府健康福祉部障害者支援課とする。
- 4 申し込み期間は令和8年9月14日（月）から令和8年10月13日（火）まで【必着】とする。

(受講の決定等)

第7条 障害者支援課長は、前条第1項の申込みがあった場合において、受講申込者が同条第2項各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、講師の意見を聴いた上で、受講を決定することができる。

2 障害者支援課長は、前項の決定をしたときは、その旨を受講申込者、その者を推薦した施設等の長及び受入施設の長に通知しなければならない。

(受講日の確定)

第8条 受講の決定を受けた者（以下「受講決定者」という。）及び講師は、協議により研修の受講日を確定しなければならない。

2 講師は、前項の規定により受講日を確定したときは、当該確定した受講日を障害者支援課長に通知しなければならない。

3 受講決定者及び講師は、協議により第1項の規定により確定した受講日を変更することができる。

4 第2項の規定は、前項の変更をしたときについて準用する。

(研修の受講等)

第9条 受講者は、研修期間中、感染症対策その他研修の実施に関し受入施設の長並びに講師が行う指示に従わなければならない。

2 受入施設の長は、研修を行っているときに受講者に事故があったときは、速やかに障害者支援課長及び受講者の勤務する病院等の長に報告しなければならない。

3 障害者支援課長は、前項の報告を受けたときは、速やかに必要な措置を講じ、又は受入施設の長に必要な指示をしなければならない。

(受講決定の取消し)

第10条 障害者支援課長は、受講決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、受講決定を取り消すことができる。

(1) 第6条第2項に規定する受講要件を欠くこととなったとき。

(2) 受講申込みの内容に虚偽又は重大な誤りがあったとき。

(3) 所属する病院等の長から受講辞退の申出があったとき。

(4) 心身の不調その他の事情により、研修の受講が困難であると認められるとき。

(5) 受入施設の運営上の理由その他やむを得ない事由により、研修の実施が困難となったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、京都府障害者支援課長が受講を適当でないと認めるとき。

2 障害者支援課長は、前項の規定により受講決定を取り消したときは、その旨を当該受講決定者、その者が所属する病院等の長及び受入施設の長に通知するものとする。

(研修結果の報告)

第11条 研修を受講した者は、当該研修の最終日から7日以内に研修修了証（別記様式2第3号）の写しを障害者支援課長に提出しなければならない。

(研修謝金)

第12条 謝金の額は、別表2に定める単価に受講者数及び研修日数を乗じて得た額とし、上限額を超えないものとする。

(報告)

第13条 講師は、担当した研修を終了したときは、京都府の定める期日までに実施報告書（別記様式1第2号）、その他必要な書類を障害者支援課長に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第14条 受入施設及び受講者は、委託上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第14条の2 受入施設は、リハビリテーション専門職受入研修の個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他法令を遵守するとともに、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 受入施設は、前項の措置を講じるに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することがないようにすること。
 - (2) 個人情報の取扱いについて管理体制を定め、管理状況について適宜検査を行うこと。
 - (3) 受入研修による事務に関して知ることができた個人情報を、他に漏らさないこと。受入研修が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
 - (4) 受入研修による事務を処理するため、個人情報を取得し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うこと。
 - (5) 受入研修による事務を処理するため、障害者支援課から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、障害者支援課の承諾を得ずに複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供しないこと。
 - (6) 受入研修による事務を処理するため、障害者支援課から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止に関する措置を講じること。
 - (7) 障害者支援課が指定する場所以外の場所で、受入研修による個人情報を取り扱う事務を処理しないこと。ただし、障害者支援課が指定する場所以外の場所で、受入研修による個人情報を取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該事務を処理する場所における個人情報の安全確保の措置の内容を甲に届け出て、障害者支援課の承諾を得たときは、この限りでない。
 - (8) 受入研修による事務の処理その他この契約の履行に関し、個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、滅失及び毀損を防止するため、受入施設の責任において、確実な方法により運搬すること。
 - (9) 受入研修による事務に従事している者に対し、当該事務に従事している期間のほか、当該事務に従事しなくなった後の期間においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は法令により罰則が適用されることがあること等、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、個人情報の適正な管理の徹底が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うこと。
 - (10) 受入研修による個人情報の取扱いの状況について、障害者支援課の指示に従い、定期的に報告するとともに、障害者支援課が時期を定めて実施する実地調査に協力すること。
 - (11) 前号のほか、障害者支援課が、受入研修によるこの個人情報の取扱いの状況について調査の必要があると認めて、受入施設に対して必要な報告又は実地調査の受入れを求めたときは、その求めの内容に従うこと。
 - (12) 障害者支援課が、受入研修による受入施設の個人情報の取扱いが不相当と認めて、受入施設に対して必要な指示を行ったときは、その指示の内容に従うこと。
 - (14) 前各号に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに障害者支援課に報告し、障害者支援課の指示に従うこと。

(その他)

第15条 この要項に定めるもののほか、研修の実施に必要な事項は障害者支援課長が別に定める。

別表 1

受入施設	日本赤十字社舞鶴赤十字病院
	社会福祉法人聖ヨゼフ会聖ヨゼフ医療福祉センター
	京都府立舞鶴こども療育センター
	京都府立こども発達支援センター
	株式会社エッセンス結ノ歩訪問看護ステーション

別表 2

項目	内容
受講者 1 人 1 日当たり単価	5, 5 0 0 円
受入人数 (予定)	1 ～ 6 人
1 人あたり研修実施日数 (予定)	1 ～ 2 日
謝金の支払い上限額 (1 施設あたり)	6 6, 0 0 0 円